

第 5 次福岡市一般廃棄物処理基本計画 素案

第 6 回「第 5 次福岡市一般廃棄物処
理基本計画」策定作業部会資料

令和 2 年 月
福岡市

目 次

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け

第2章 ごみ処理等の現状

- 1 前計画の振り返り
- 2 課題

第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

- 1 テーマ・基本方針
- 2 計画期間
- 3 数値目標
- 4 取組指標

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

福岡市では、2011年（平成23年）12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築¹」を推進してきました。

前計画の策定から10年が経過する中、福岡市では人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加しています。

また、2015年（平成27年）の「持続可能な開発目標（SDGs）²」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみや食品ロスなど新たな課題への対応が求められています。

さらに、2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症によって、これまで以上に安定的な廃棄物処理も求められています。

「第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画」は、これらの状況や新たな課題に対応するとともに、「福岡式循環型社会システムの構築」をより一層推進することを目的に策定するものです。

2 計画の位置付け

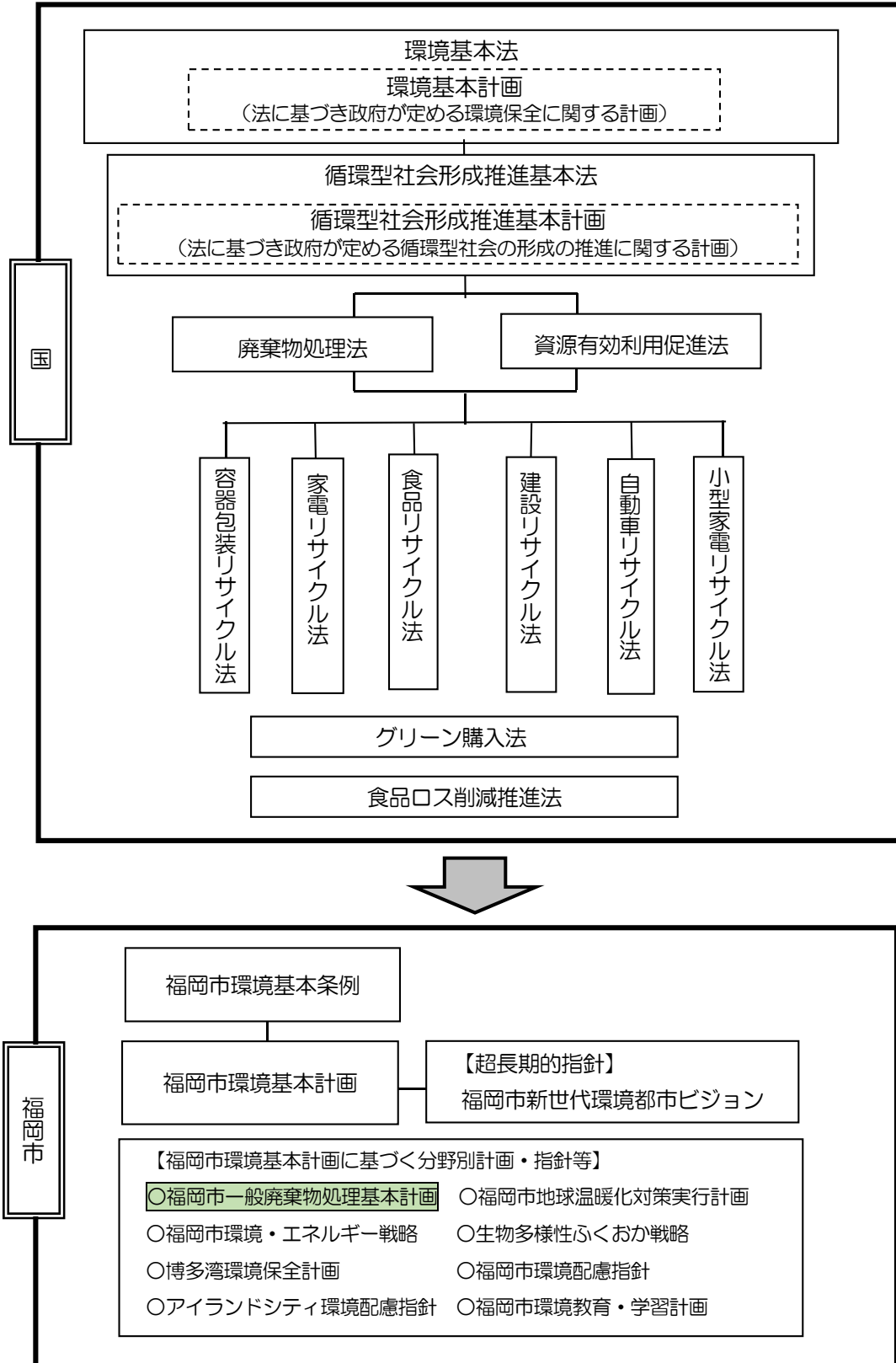
本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画であるとともに、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の理念を踏まえて、長期的かつ総合的な視点で循環型社会の形成を推進する計画です。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。）第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画及びプラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日閣議決定）の趣旨を踏まえたプラスチック削減推進計画としての機能も有するとともに、「福岡市環境基本計画」の部門別計画として、「資源を活かす循環のまちづくり」を推進するための方針及び施策を定めるものです。

¹ 福岡式循環型社会システム：ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。

² 持続可能な開発目標（SDGs）：2015年（平成27年）9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標（17の目標、169のターゲット）。2030年（令和12年）までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。

図表 1 循環型社会形成推進のための法体系及び計画の位置付け



第2章 ごみ処理等の現状

1 前計画の振り返り

(1) 前計画の概要

① 計画の位置付け

- 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、環境基本法などの関係法令の理念を踏まえ、長期的・総合的な視点で循環型社会の構築を推進する計画。
- 福岡市環境基本計画の部門別計画として、廃棄物の適正処理及び資源の循環的利用を市民・事業者と共働して推進していくための方針及び施策を定めたもの。

② 計画期間

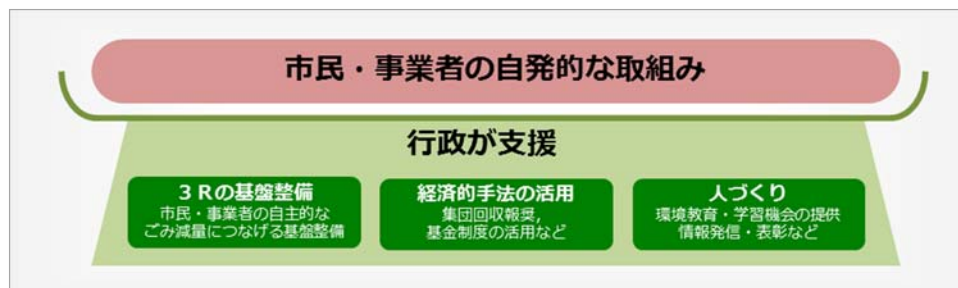
2012年度（平成24年度）～2025年度（令和7年度）

※基準年度：2009年度（平成21年度）

③ テーマ・基本方針

○テーマ：「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築」を推進する。



「福岡式循環型社会システム」のイメージ

○基本方針：

- 方針① 循環型社会づくりのさらなる推進
- 方針② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- 方針③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

④ 数値目標・取組指標

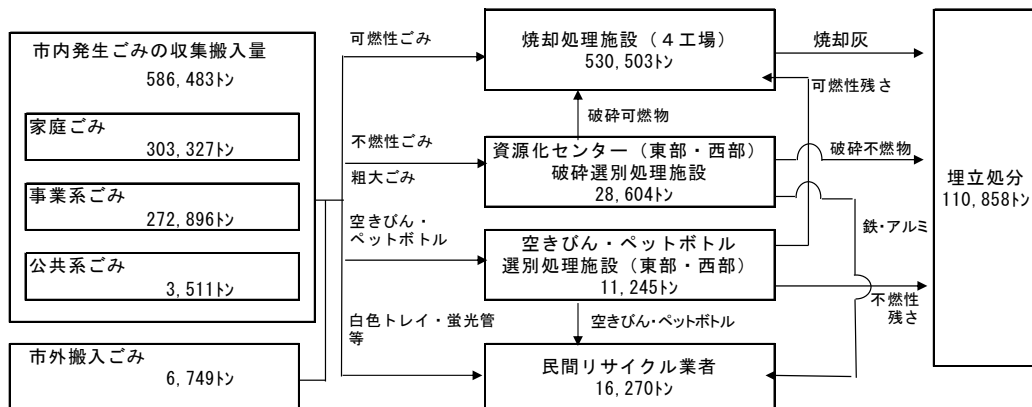
- 数値目標：ごみ処理量 11万トン削減
ごみのリサイクル率 10ポイント向上
- 取組指標：① 3R率
② 3Rの実践度
③ 有害廃棄物等適正処理の実践状況
④ 家庭ごみの容積
⑤ 埋立処分量
⑥ 温室効果ガス排出量

(2) 実績

① ごみ処理のフロー

福岡市におけるごみ処理の流れは図表2のとおりです。

図表2 福岡市におけるごみ処理のフロー（速報値）

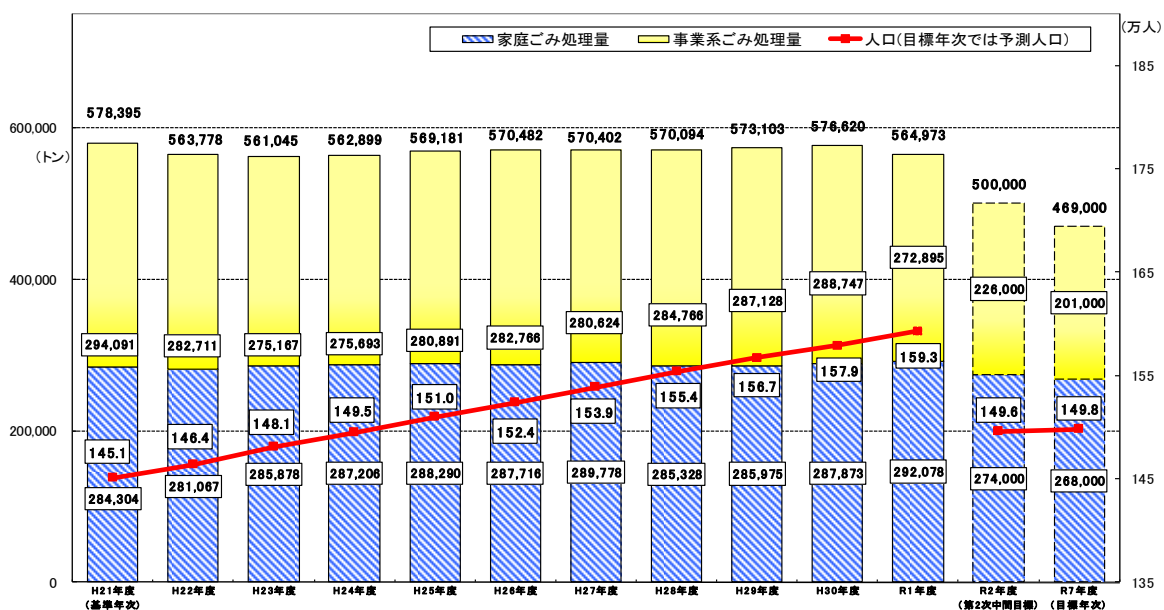


※ 数値：2019年度（令和元年度）実績

② ごみ処理量の推移

- 家庭ごみについては、人口が増加している中、市民の3Rへの取り組みやライフスタイルの変化などにより、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（原単位）は減少し、処理量全体は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 事業系ごみについては、経済状況の好転により、事業所数は増えている中、事業者への指導・啓発の取り組み等により、処理量全体は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ごみ処理量全体は、ほぼ横ばいで推移しています。

図表3 ごみ処理量と人口の推移（速報値）



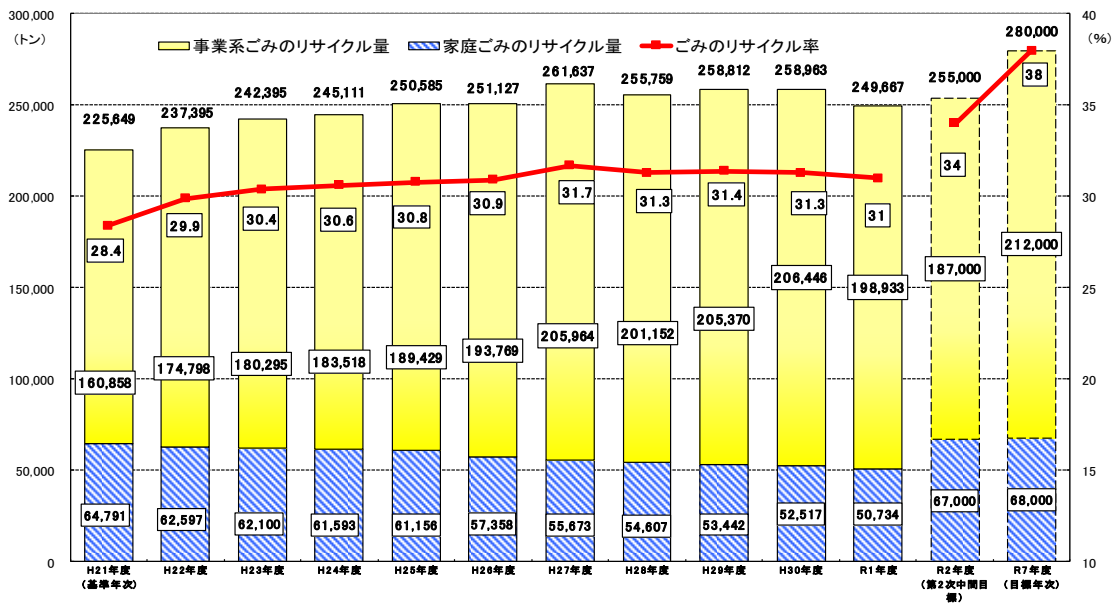
(参考) 市民1人1日あたりのごみ処理量 (家庭ごみ原単位)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	(g/人・日)	
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	R2	R7
												501	491

③ ごみのリサイクル率の推移

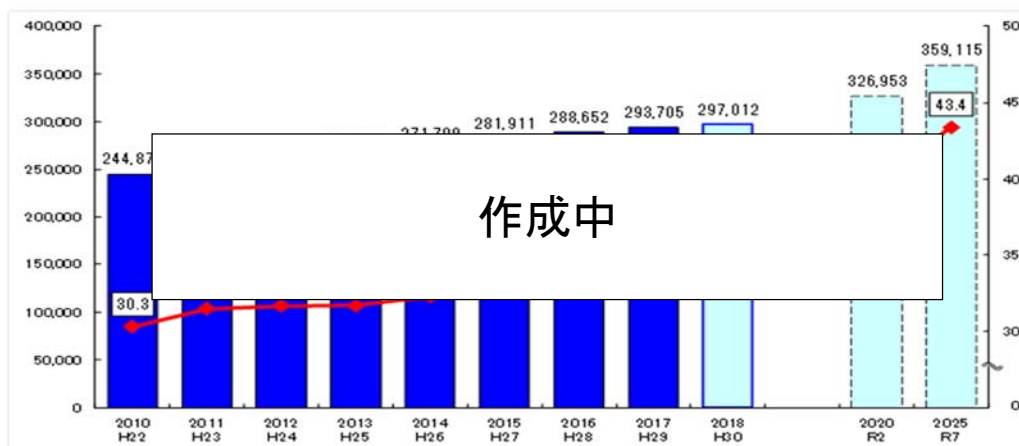
- 家庭ごみのリサイクル量は、新聞発行部数の減少等により減少傾向です。
- 事業系ごみのリサイクル量は、事業者への指導・啓発の取組みや古紙の資源化ルートの確立などにより、増加傾向です。
- ごみのリサイクル率は31%となっており、基準年次の2009年度(平成21年度)と比較して、2.6ポイント増加しています。

図表4 ごみのリサイクル量と率の推移 (速報値)



④ 3R率 (ごみの発生量に対する3Rが実践された比率)

図表5 3R率の推移



⑤ 3Rの実践度

- ごみ減量・リサイクルへの関心度は高い水準で推移しており，3Rの認知度は向上していますが，3Rの実践度は向上の余地があることから，より市民の実践につながるような広報・啓発に取り組む必要があります。

図表6 市民意識調査の結果

集計中

⑥ 有害廃棄物等適正処理の実践状況

- 蛍光管及び乾電池の回収は，2015年度から家電量販店で回収を開始したことによって，回収量が増加傾向となっています。
- 水銀体温計などの水銀添加廃棄物の回収は，2016年度に環境省のモデル事業として福岡市薬剤師会の会員薬局約700か所に回収ボックスを設置，2017年度からは区役所・市民センターなどを加えて強化しています。

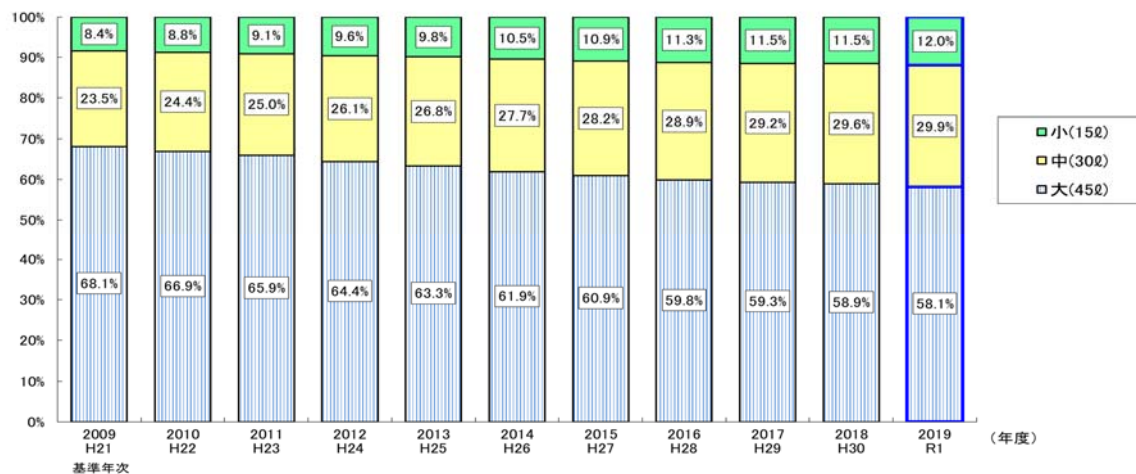
図表7 区役所等の回収拠点での回収量

	2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
蛍光管・乾電池の量(ト)	1	10	23	28	43	47
水銀体温計等(kg)	—	—	163	125	181	132

⑦ 家庭ごみの容量

- 家庭用可燃ごみ袋の販売実績によると、大袋の割合が毎年度確実に減少しており、2009年度の構成比と比較すると、大袋が10.0ポイントの減少、中袋は6.4ポイントの増加、小袋は3.6ポイントの増加となっています。

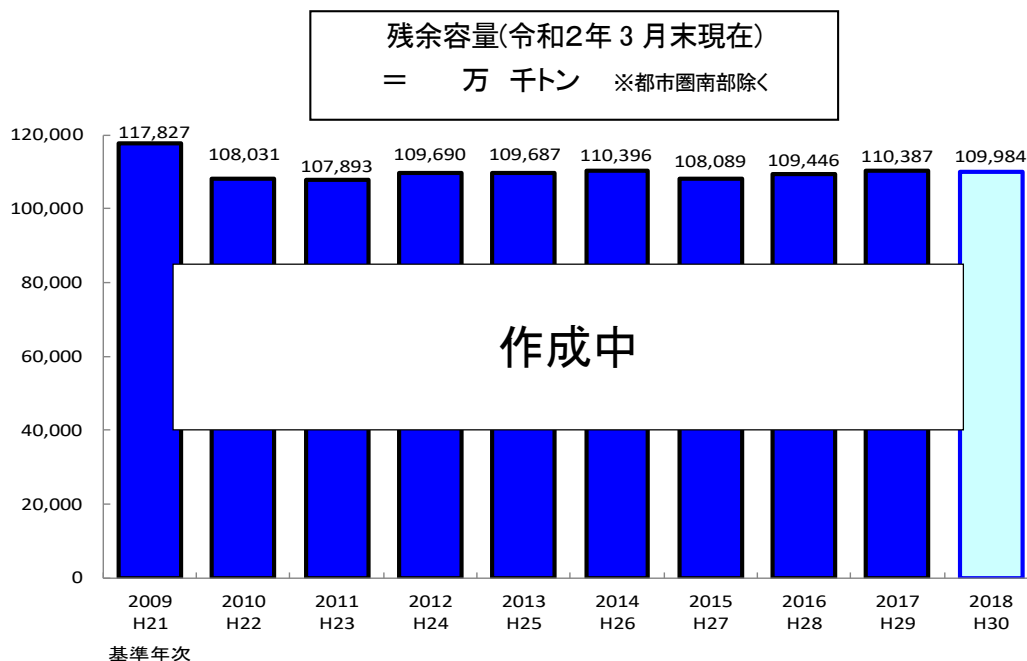
図表8 家庭用可燃ごみ袋の販売実績の推移



⑧ 埋立処分量の推移

- 埋立処分量は、ごみ処理量と同様にほぼ横ばいで推移しています。

図表9 埋立処分量の推移（集計中）



⑨ 温室効果ガス排出量

- 廃棄物発電量は横ばいで推移しており、安定的な発電を維持しています。
- CO₂削減量は基準年次から増加しています。

図表 10 廃棄物発電によるCO₂排出削減量の推移（集計中）

（単位 上段：トン，下段：MWh）

	基準年次 2009年度 (H21)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
CO ₂ 削減量	89,676	148,710	131,910	129,676	126,154	88,752	
発電電力量	239,775	248,680	249,831	268,481	272,472	255,771	

- ・ CO₂削減量は各年度に環境省から発表される九州電力㈱のCO₂排出係数を発電電力量に乗じて算出するため、発電電力量と比例しない。
- ・ 発電電力量は4工場で発電した電力量のうち、福岡市内で発生したごみの割合に相当する電力量である。

2 課題

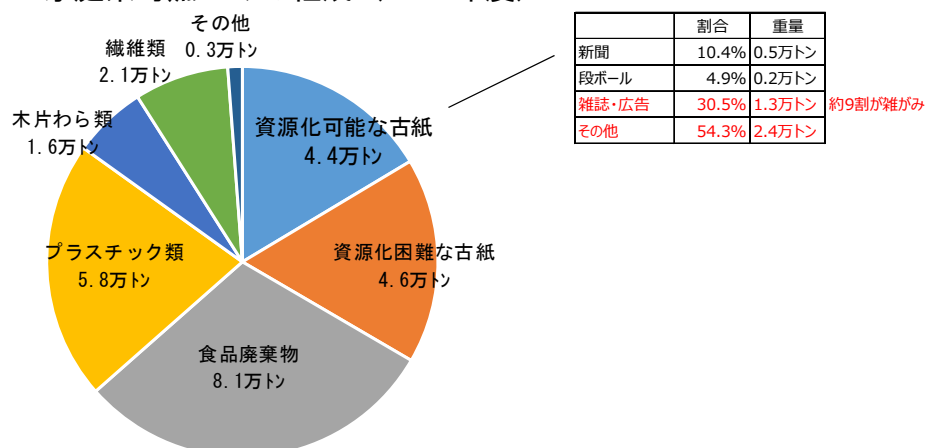
(1) ごみ処理における課題

① 家庭ごみ

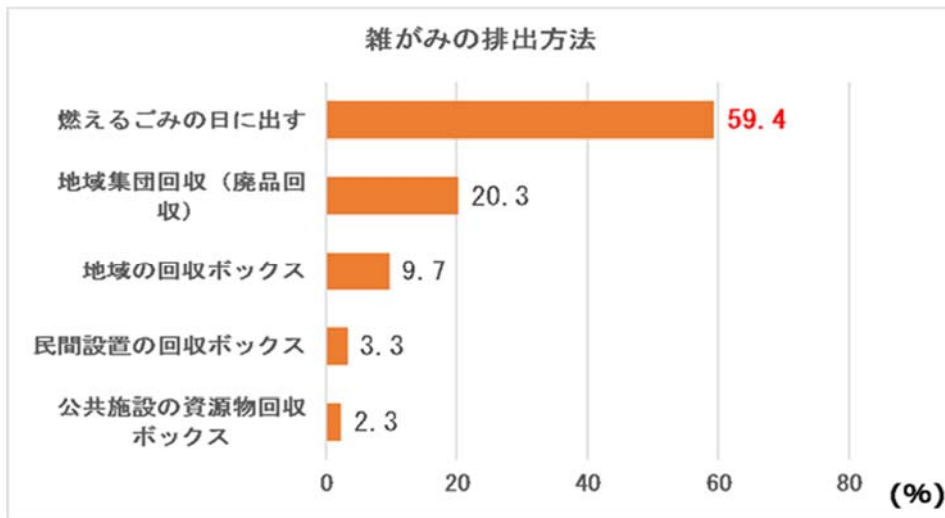
ア 古紙

- 家庭ごみに含まれる資源化可能な古紙は約4.4万トンでその約9割が雑がみとなっています。
- 雑がみの排出方法については、約6割の市民が「ごみとして排出している」と回答しており、年齢が上がるほど、古紙をごみとして排出する割合が高くなっています。
- 段ボールについては、20代、30代の市民がごみとして排出する割合が高くなっています。
- そのため、「雑がみ」回収の認知度向上や若者世代における段ボールを含めた古紙の資源に対する意識の向上が必要となります。

図表 11 家庭系可燃ごみの組成（2019年度）

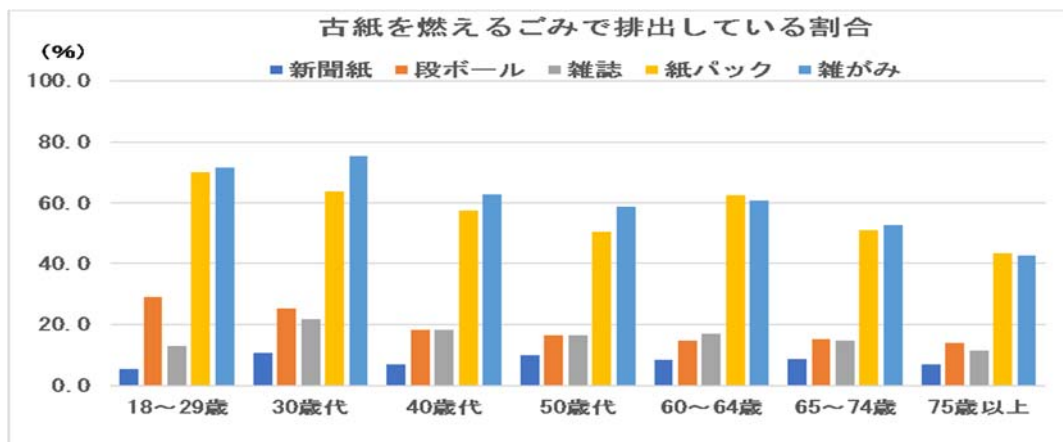


図表 12 雑がみの排出方法



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識・事業所調査」(2019年)

図表 13 世代別古紙の排出方法

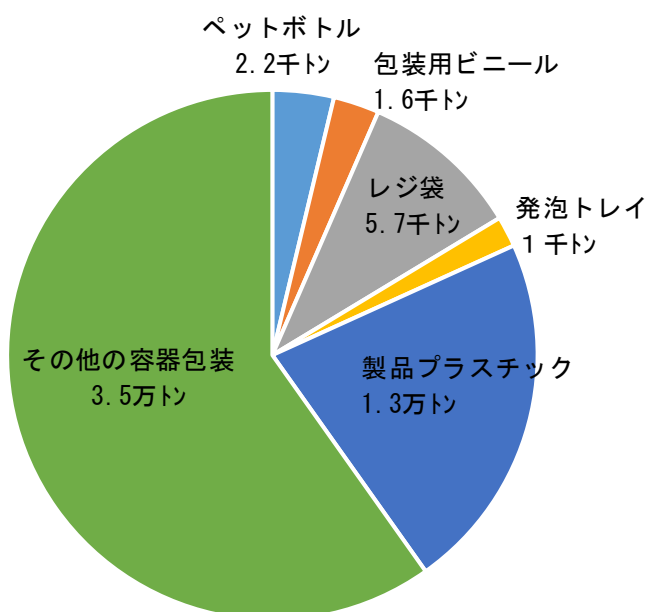


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識・事業所調査」(2019年)

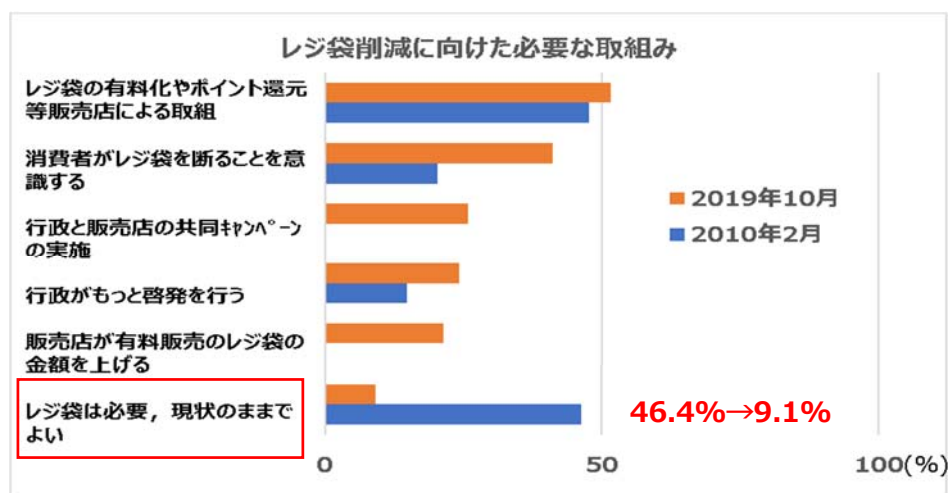
イ プラスチックごみ

- 可燃ごみには約6千トンのレジ袋が含まれますが、2020年7月の有料化義務化前に福岡市が実施した調査によると「レジ袋は必要、今のままでよい」と回答した割合は大幅に減少しています。
- また、可燃ごみにはプラスチック製容器包装が3万トン以上含まれており、ペットボトルも約2千トン含まれています。
- そのため、不要な物を断る「リフューズ」の推進や適正分別の周知、プラスチック製容器包装を含むプラスチックごみの処理のあり方について、整理が必要です。

図表 14 家庭系プラスチックごみの組成（2019 年度）



図表 15 レジ袋削減に向けた必要な取組み（アンケート結果）



ウ 食品廃棄物

- 家庭ごみには約8万トンの食品廃棄物が含まれており、そのうち約1万トンが食品ロス（手つかず食品）となっています。
- そのため、発生抑制を促す施策の強化やフードドライブに関する認知度の向上、生ごみ堆肥化等の推進が必要となります。

エ 地域集団回収

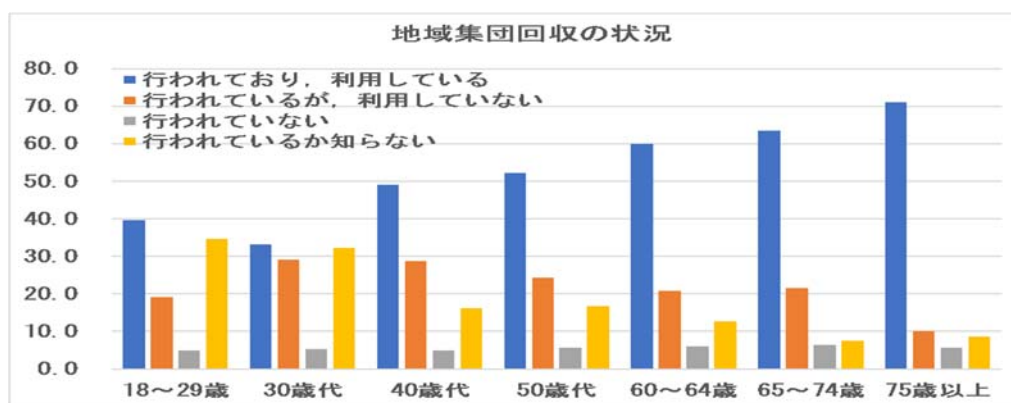
- 福岡市では地域集団回収による資源物の回収を推進しており、報奨金制度の見直し等により実施団体数や実施回数は増加していますが、回収量は新聞の発行部数の減少などにより減少しています。

- 2018年度に実施団体に行ったアンケート調査によると、4分の1の団体が担い手不足と回答しています。
- 年齢別の利用状況では年齢が上がるほど利用率が高く、若者世代の認知度が低くなっています。
- そのため、担い手不足への対応や若年世代の利用率向上が課題となっています。

図表 16 地域集団回収の推移

	2009年度	2018年度	増減
実施団体数	1,480 団体	1,542 団体	62 団体
実施回数	13,471 回	14,599 回	1,128 回
回収量	27,938 トン	17,195 トン	▲10,743 トン

図表 17 地域集団回収の利用状況（2019年度）



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識・事業所調査」（2019年）

② 事業系ごみ

ア 事業用建築物

- 戸別訪問による指導や事業者の意識の向上等により特定事業用建築物³におけるごみの発生量は減少しています。
- 一方で、特定事業用建築物以外の中小事業者においては、ごみ量や資源化量が把握できていないという課題があります。
- そのため、更なる減量意識の向上に向けて、戸別訪問による指導を強

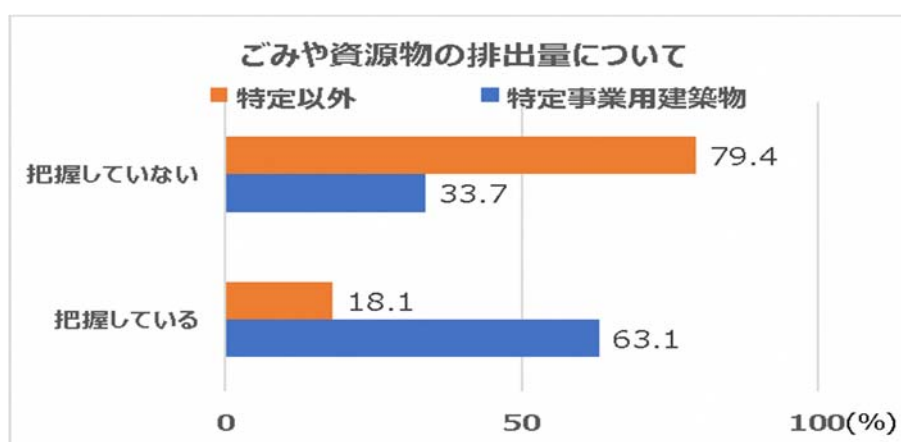
³ 特定事業用建築物：事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物。福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、当該建築物における事業系一般廃棄物の減量を推進するため、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。

化するとともに、各事業者が自ら排出しているごみに関する意識の向上が必要です。

図表 18 特定事業用建築物における資源化量・処分量の推移



図表 19 事業者におけるごみや資源物排出量の把握状況

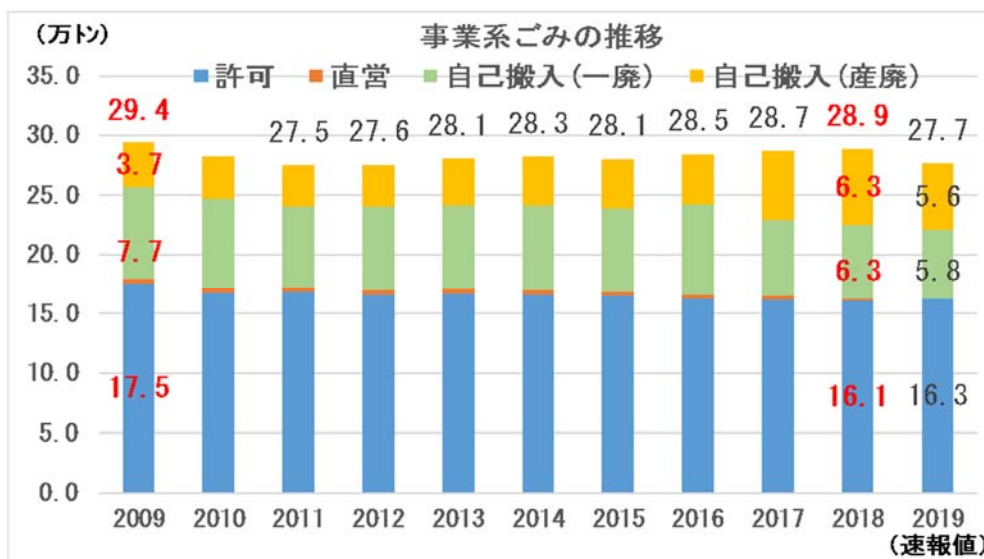


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識・事業所調査」(2019年)

イ 搬入種別

- 許可業者による搬入量は事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止や特定事業用建築物への指導等により減少傾向です。
- 自己搬入による搬入量は住宅の増改築等による産業廃棄物が増加傾向でしたが、市外に所在する事業者による産業廃棄物の搬入規制や木くずの資源化施設への誘導により、2019年度は減少しています。
- 今後も、排出者責任と適正処理に関する指導の強化や民間施設（産業廃棄物・資源物）への誘導強化が必要です。

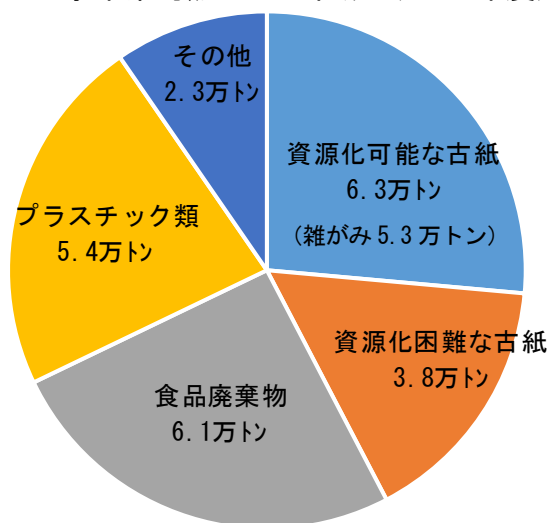
図表 20 事業系ごみの推移（搬入種別）



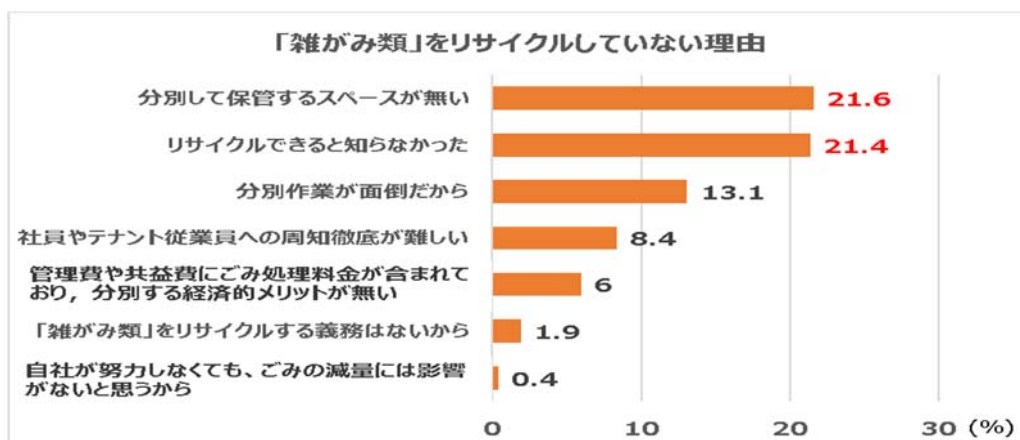
ウ 古紙

- 事業系ごみには資源化可能な古紙が約 6.3 万トン含まれており、そのうち約 5.3 万トンが雑がみです。
- 古紙の資源化が進まない理由として、雑がみの認知度が低いことや保管場所の確保が困難なことが挙げられます。
- また、福祉業では紙類の約 8 割が紙おむつであり、超高齢社会の到来により、今後も増加が見込まれます。
- そのため、「雑がみ」回収の認知度向上や分別しやすい仕組みの導入、保管場所の確保に関する施策、紙おむつの資源化に向けた課題の整理が必要です。

図表 21 事業系可燃ごみの組成（2019 年度）

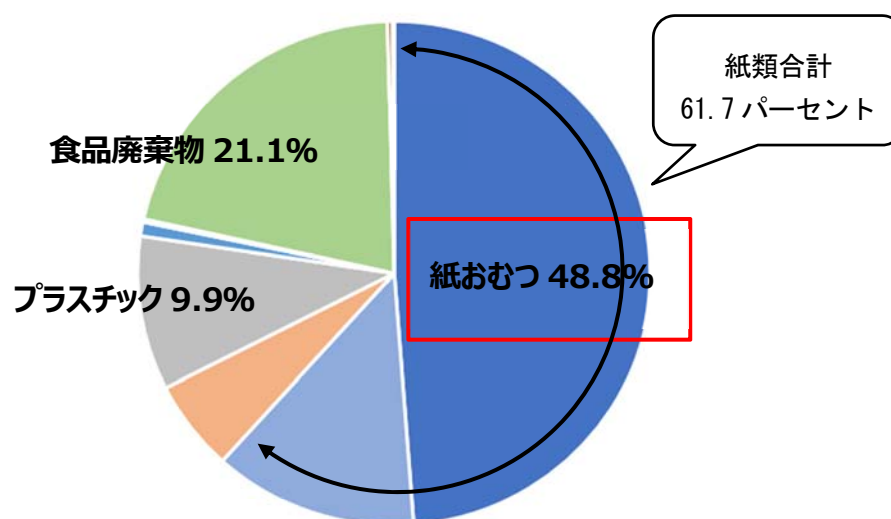


図表 22 雑がみをリサイクルしていない理由



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識・事業所調査」（2019年）

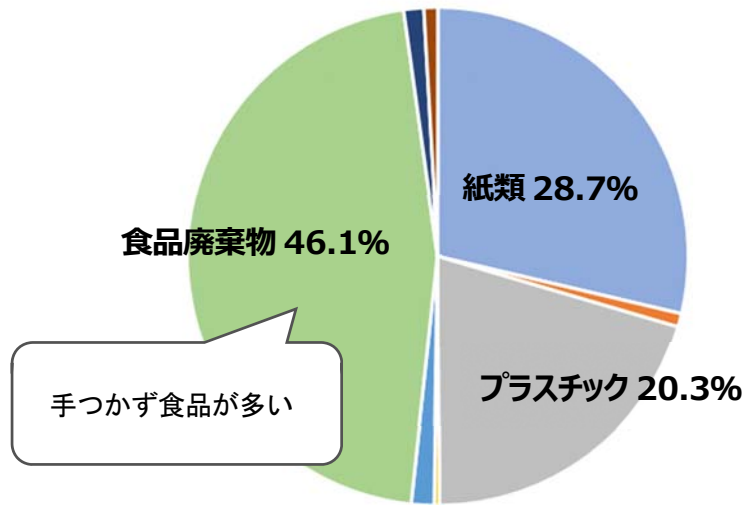
図表 23 業種別（福祉業）組成状況（2019年度）



エ 食品廃棄物

- 小売業では食品廃棄物が多く、手つかず食品が多くなっています。
- 福岡市では資源化ルートへの誘導を行い、資源化量は増加していますが、処理コストが高いことから、取り組む事業者は限定的です。
- 発生する食品廃棄物量（約6万トン）に対して、資源化施設の処理能力（約1万トン）は十分ではありません。
- そのため、業種別の対策やフードバンクの活用、効率的な収集ルートの構築、新規資源化施設誘致に関する施策が必要になります。

図表 24 業種別（小売業）組成状況（2019 年度）



(2) 前計画策定後の状況変化

- 人口の増加や経済状況などの社会状況が想定以上に大きく変化しました。
- SDGs 採択，第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）の策定など，国等において，総合的かつ長期的な政策の方向性が決定しました。

図表 25 実績人口と前計画の推計人口



図表 26 環境政策の近時の動向



(3) 前計画では見込まれていない新たな課題

- 福岡市では、今後も人口が増加し、2035年（令和17年）に165.2万人のピークを迎える見通しです。
- 今後も観光・MICEによる交流人口の増加が見込まれます。
- 好調な経済状況により、事業所数及び市内総生産額は増加傾向を示しています。
- 前計画では想定していないプラスチックごみや食品ロスといった新たな課題に対応する必要があります。

図表 27 福岡市の実績人口と将来推計人口



図表 28 福岡市における客室数、入込観光客数の推移



図表 29 福岡市における事業所数、市内総生産の推移



第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

1 テーマ・基本方針

(1) テーマ

福岡市環境基本計画（第三次）のめざすまちの姿「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」の実現に向けた部門別計画として、次のテーマを掲げ、「福岡式循環型社会システムの構築」を推進します。




みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ 「循環のまち・ふくおか」

- ・福岡市に関わる全てのステークホルダーの参画を目指します
- ・持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来世代に受け継ぎます
- ・地域の活力が最大限に発揮される都市を目指します

(2) 基本方針

① 基本方針


- テーマの実現に向けて、次の4つの基本方針に基づく施策を推進します。
- 基本方針ごとに主となるSDGsのゴールと関連するゴールを設定します。

基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり	
主な ゴール	 (関連するゴール：12，14，15)
循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R行動を実践しやすい環境を整備します。	

施策の方向性


- **環境配慮型商品の普及【共働】**
 - ・代替素材⁴の普及
 - ・グリーン購入の促進
- **交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】**
 - ・駅，空港，宿泊施設，飲食店の施設特性に応じた3Rの推進
- **単身者や高齢世帯等の多様な市民ニーズに対応した資源循環の推進【共働】**
 - ・単身者向けの施策
 - ・高齢者向けの施策
 - ・外国人居住者向けの施策

⁴ 代替素材：プラスチックから紙への転換，バイオマスプラスチック，生分解性プラスチック等。

基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造	
主な ゴール	 (関連するゴール：8，9，12，14，15)
<p>産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取組みによって，地域の活力を最大限発揮します。</p>	

施策の方向性

- 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】
 - ・設計段階からの環境配慮型商品の開発支援
- ICT・AIを活用したシェアリング⁵等の2Rビジネス⁶の促進【共働】
 - ・2Rビジネスの普及・促進
 - ・循環型社会モデルの導入支援
- 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】
 - ・地域コミュニティによる資源循環の推進
 - ・事業者による資源循環の推進
 - ・NPO等による資源循環の推進

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換	
主な ゴール	 (関連するゴール：2，3，4，11，17)
<p>持続可能な社会の実現に向けて，3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。</p>	

施策の方向性


- 持続可能な消費行動への転換【市民】
 - ・マイバック・マイボトルの利用促進
 - ・持続可能な消費⁷の促進

⁵ シェアリング：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して，他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの種類の1つ。

⁶ 2Rビジネス：シェアリングやリユース，サービサイジング（製品のサービス化）といった2R（リデュース（発生抑制），リユース（再使用））に繋がるビジネスモデルのこと。

⁷ 持続可能な消費（エシカル消費）：地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動。

- **手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】**
 - ・家庭における取組みの推進
 - ・事業活動における取組みの推進
- **事業系古紙の資源化推進【事業者】**
 - ・事業系古紙の資源化促進
- **ESG投資⁸の普及・促進【事業者】**
 - ・地域金融機関との連携によるESG投資の普及・促進
- **ファンドの活用【行政】**
 - ・環境市民ファンドの活用
 - ・事業系ごみ資源化推進ファンドの活用

基本方針4 適正処理の更なる推進	
主な ゴール	 (関連するゴール：6，7，9，11，14，15，17)
<p>平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチック対策を推進します。</p>	

施策の方向性

- **適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】**
 - ・一般廃棄物の適正処理
 - ・産業廃棄物の適正処理
 - ・感染性廃棄物への対応
- **大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】**
 - ・災害廃棄物処理体制の検討
 - ・大規模災害に対応できる施設整備
 - ・広域支援体制の構築
- **廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】**
 - ・収集運搬及び処理工程における排出量削減の推進
- **海洋プラスチック対策，不法投棄対策の推進【共働】**
 - ・海洋プラスチックごみ対策の推進
 - ・不法投棄対策の推進

⁸ ESG投資：環境・社会・企業統治といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱し、投資にあたりESGの配慮を求めており、これを機にESG投資が欧米を中心に急速に拡大した。

② 重点3品目

本計画では可燃ごみの多数を占める、古紙、食品廃棄物及びプラスチックごみの3種類のごみを重点3品目として、減量施策を実施します。

施策の方向性

○ 古紙

- ・民間事業者へのグリーン購入の普及・促進
- ・地域特性に応じた地域集団回収のあり方検討
- ・事業系古紙の資源化促進

○ プラスチックごみ

- ・業界団体と連携したバイオマスプラスチックの普及・促進
- ・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援
- ・マイバック・マイボトルの普及・促進
- ・事業者の地域清掃活動への参加促進

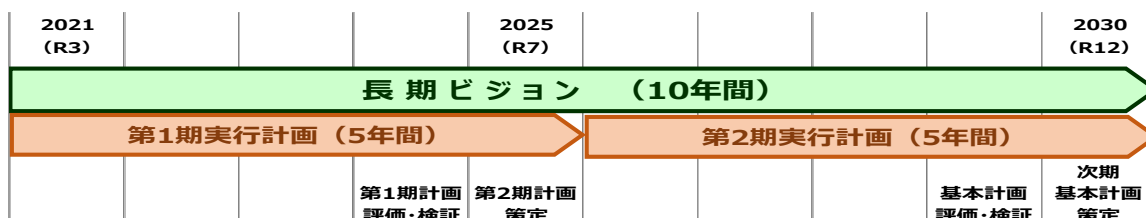
○ 食品廃棄物

- ・駅、空港、宿泊施設等の施設特性に応じた発生抑制の推進や資源化推進モデル事業
- ・多様な主体との連携による資源化の取組み支援
- ・消費期限等の理解促進，フードドライブの推進
- ・事業系食品廃棄物の資源化推進

2 計画期間

- 計画期間は2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします（基準年度：2019年度（令和元年度））。
- 本計画で示した10年間の長期ビジョンに基づく施策を推進するため、5年間毎に具体的な施策を定める実行計画を策定し、変化の激しい社会状況に対応した施策を展開します。

図表 30 計画の構成



(コラム) 長期ビジョンと実行計画で構成する理由

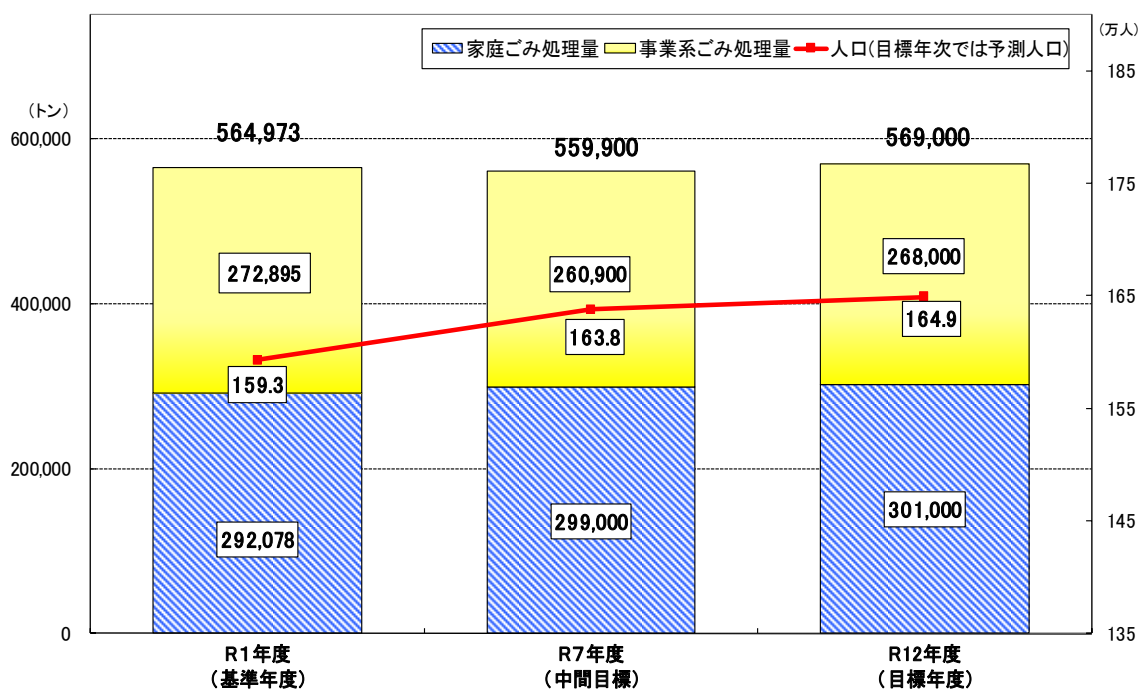
3 数値目標

- 本計画では、持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来世代に受け継ぐため、ごみ処理量の削減を数値目標とします。
- 家庭ごみ及び事業系ごみの減量を進めるため、家庭ごみは市民1人1日あたりごみ処理量(家庭ごみ原単位)⁹、事業系ごみは1事業所1日あたりごみ処理量(事業系ごみ原単位)¹⁰を数値目標とします。

【数値目標】

年度 項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
ごみ処理量	56.5万トン	(調整中)	(調整中)
家庭ごみ原単位	501g/人・日	(調整中)	(調整中)
事業系ごみ原単位	13kg/所・日	(調整中)	(調整中)

図表 31 ごみ処理量の見通し(一次推計¹¹)



⁹ 家庭ごみ原単位における人口は各年度の10月1日時点推計人口とする。

¹⁰ 事業系ごみ原単位における事業所数は各年度の法人市民税調定額における法人数とする。

¹¹ 一次推計：現行のごみ減量施策を継続した場合のごみ処理量の推計。

4 取組指標

- 数値目標のほか、基本方針に基づく施策及び重点3品目に対する施策の効果を多面的に把握するため、次の取組指標を設定します。
- 食品ロスについては、食品ロス削減法に基づく食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、指標を設定します。
- プラスチックごみについては、プラスチック資源循環戦略を踏まえ、指標を設定します。

【取組指標】

項 目	年 度		
		2019年度 (基準年度)	2030年度に 目指す姿
基本方針1	(調整中)	(調整中)	(調整中)
基本方針2	(調整中)	(調整中)	(調整中)
基本方針3	(調整中)	(調整中)	(調整中)
基本方針4	(調整中)	(調整中)	(調整中)
古紙	(調整中)	(調整中)	(調整中)
食品廃棄物	(調整中)	(調整中)	(調整中)
プラスチック ごみ	(調整中)	(調整中)	(調整中)